

都市再生整備計画（宇都宮テクノポリスセンター地区）の概要

- ・本地区は、平成9年から都市再生機構施行により実施されている宇都宮テクノポリスセンター土地区画整理事業区域であり、清原工業団地や芳賀工業団地等に近接する宇都宮市の東部拠点、鬼怒左岸地域の発展の核として、高いポテンシャルを有する地区である。
- ・現在、地域の生活を支える多様な都市機能の集積とともに、周辺に展開する工業団地との職住近接や郊外居住ニーズの受け皿となるゆとりと質の高い生活空間を備えた良好な新市街地の形成を図っており、都市計画道路整備に合わせた区画道路や公園等の一体的な整備が求められている。
- ・また、地区内に立地する「とちぎ産業創造プラザ」を中心に、各工業団地や大学等との連携による「産・学・住・遊」機能の充実や地域の環境、利便性を高めることにより、地域の魅力向上を図ることが必要となっている。
- ・このため、平成19年度にまちづくり交付金の採択を受けるとともに「第2次宇都宮市都市計画マスタープラン」において、本地区を地域交流拠点、産業・流通拠点として位置づけ、事業の推進を図っているところである。

（1）計画概要

- 【地区名】宇都宮テクノポリスセンター地区
- 【面積】177.2ヘクタール
- 【交付期間】平成19年度～平成23年度
- 【交付対象事業費】約15億円（国費率40%）
- 【区域】野高谷町・刈沼町・板戸町・道場宿町・満美穴町の各一部

（2）まちづくりの目標

【大目標】

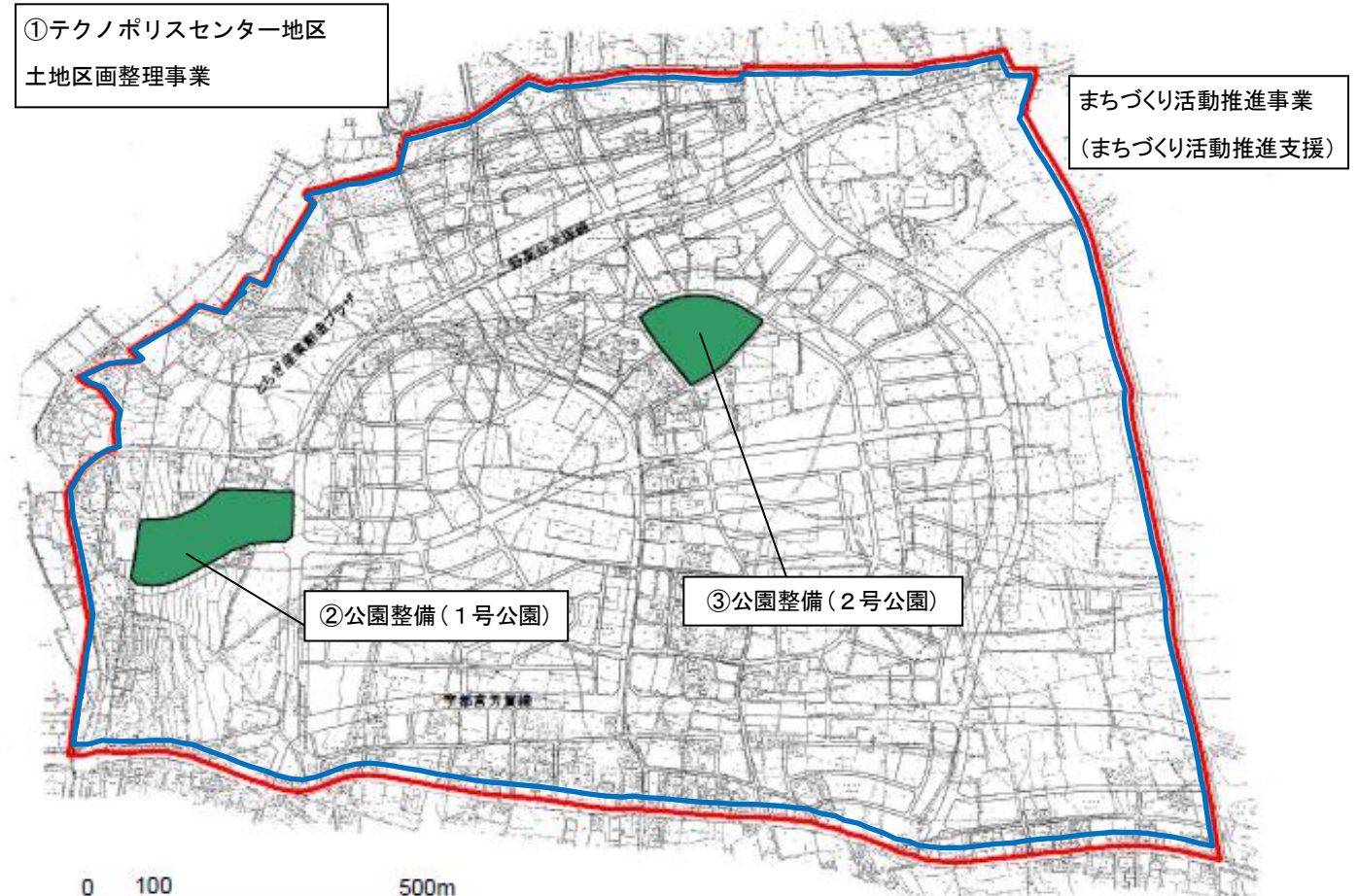
とちぎ産業創造プラザを中心とした産業交流拠点の形成、計画的な交通ネットワークによる利便性及び安全性の確保、適切な公園配置による住環境の向上及びコミュニティ形成の場の確保、良好な環境の住宅地を主体とした計画的な新市街地形成による定住人口の拡大。

【小目標】

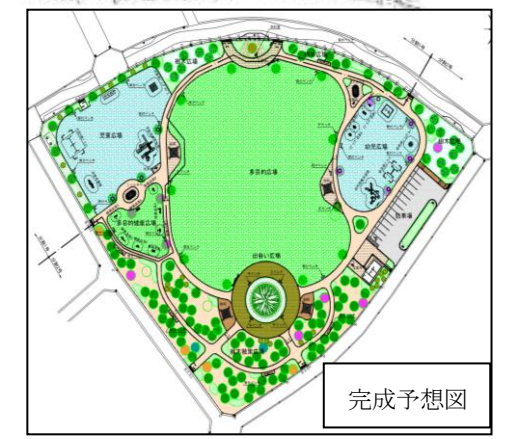
- ・近接する大規模工業団地や計画的に整備される交通ネットワーク等の優位性を活かし、事業所の立地促進を図る。
- ・幹線道路及び補助幹線道路を中心とした、交通ネットワークにより利便性を向上させる。区画道路の最低幅員を6mに設定し、災害時における延焼防止及び避難路の確保等、安全の確保を図る。
- ・誘致距離を考慮し、適切に公園を配置し、コミュニティ形成の場を確保するとともに住環境の向上を図る。一定距離以内に公園を配置することにより、災害時の防災機能の充実を図る。
- ・良好な居住環境を有する住宅地を主体とした計画的な新市街地の形成により定住人口の拡大を図り、賑わいを図る。

（3）事業

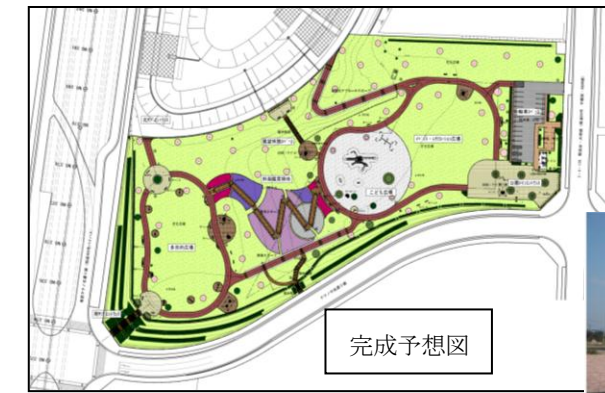
- 【公園】1号公園【右図①】、2号公園【右図②】
- 【土地区画整理事業】宇都宮テクノポリスセンター地区土地区画整理事業【右図③】
- 【まちづくり活動推進事業】まちづくり活動推進支援



① 土地区画整理事業



③ 2号公園



② 1号公園



完成予想図

完成予想図

まちづくり活動推進事業
(まちづくり活動推進支援)